

平成 18 年 12 月 25 日
滋賀行政評価事務所
こむろなおき
(所長：小室直樹)

「国の出先機関における利用者サービス 及び安全確保に関する調査」の結果 ＜行政評価・監視結果に基づく所見表示＞

「行政評価・監視」は、総務省行政評価局が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、滋賀行政評価事務所が独自に企画し、平成18年8月から11月にかけて、滋賀県内の国の行政機関16機関（38施設）を実地に調査した結果に基づき、関係10機関に対して平成18年12月25日に改善意見を通知しました。

滋賀県内の国の行政機関における施設利用者の安全対策や受動喫煙対策は、これまで状況が分かっておらず、今回、初めて当事務所が実態把握したものです。

調査の概要

背景事情

- ① 滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯地震(※)による多大な被害発生の恐れ災害発生時、国の施設の利用者を守る安全対策が重要
 ※ 地震調査研究推進本部の断層帯長期評価(平成 15 年 6 月公表)により、地震の規模がマグニチュード 7.8 程度、今後 30 年以内の地震発生確率が最大 9%(国内主要 98 断層中第 7 位)と、いずれも阪神・淡路大震災を超える想定。滋賀県の地震被害予測調査(平成 16 年 12 月)では、琵琶湖西岸断層帯(全長 59km)が通過する高島市から大津市及び草津市付近にかけては、震度が 7 から 6 弱と予想。
- ② 官公庁施設は、積極的に施設のバリアフリー化及びサービス面の取組みが重要(バリアフリー化推進要綱(平成 16 年関係閣僚会議決定))
- ③ 施設管理者は受動喫煙の防止措置を講ずること(健康増進法第 25 条) 滋賀県たばこ対策指針では、官公庁のホール待合室は全面禁煙

目的・調査対象機関

この調査は、国の出先機関の利用者に対するサービスの向上及び安全の確保の観点から、県内の国の 16 行政機関の 38 施設を対象に、利用者に対する安全確保対策、施設のバリアフリー化、受動喫煙対策の状況を実地に調査したものです。

〔調査対象機関〕
 滋賀行政評価事務所、大津地方法務局(4)、大阪入国管理局大津出張所、大津財務事務所、大阪税関京都税関支署滋賀出張所、大津・草津・今津税務署、滋賀労働局(労働基準監督署、公共職業安定所等 13)、滋賀社会保険事務局(社会保険事務所等 4)、滋賀農政事務所、滋賀森林管理署、琵琶湖河川事務所(3)、滋賀国道事務所、滋賀運輸支局、彦根地方気象台及びこれらが入居する合同庁舎の管理官庁(2)

◎ 調査結果のポイント

調査項目		調査の結果分かったこと(調査結果のポイント)
1 安全対策	① 地震対策	① 防災関係機関だけではなく窓口機関でも地震対策を積極的に取り組んでいる施設も多い(全体の 76%の施設)が、一部で避難誘導手順が不明確など課題があった(全体の 34%の施設)。
	② その他	② 消防計画が未作成、消火器の点検や維持管理が不十分となっている施設があった(全体の 47%の施設)。
2	施設のバリアフリー化	○ 利用者の多い窓口施設では、バリアフリー設備は充実。ユニバーサルデザイン対応の進んだ取組みもみられた(全体の 71%の施設)。ただし、施設整備後、バリアフリー化の制度・基準の改正が進んだため、現行の基準等では適合しなくなっているものがあった(国所有施設のうち 58%の施設)。
3	受動喫煙防止対策	○ 公共空間の受動喫煙防止対策(禁煙又は分煙)は、全施設が実施(全体の 100%の施設)。全面禁煙は 84%の施設が実施。

◎ 結果処理の概要

	調査結果	通知先
12月25日改善意見を通知	地震対策	6 機関(行政評価事務所、法務局、労働局、社会保険事務局、国道事務所、運輸支局)
	その他安全対策	4 機関(法務局、労働局、社会保険事務局、国道事務所)
	バリアフリー化	9 機関(行政評価事務所、法務局、労働局、社会保険事務局、農政事務所、森林管理署、河川事務所、運輸支局、地方気象台)
受動喫煙は、調査結果を参考通知(調査対象機関)		

1. 利用者に対する安全対策の推進

□安全対策の必要性

琵琶湖西岸断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、建物の損壊、周辺民家等の火災発生等による施設からの避難場所への迅速・安全な避難が重要。国の各機関・施設は、適切な誘導を始めとする利用者の安全対策が求められている。

○積極的に対策を講じている例(29施設)

- i) 転入職員への琵琶湖西岸断層帯地震の啓発(今津税務署)、
- ii) 地震対応マニュアルの整備(大津地方法務局、大津財務事務所、大阪税関滋賀出張所等 14 施設)、
- iii) 避難場所・避難経路の確認(草津税務署等 27 施設)、
- iv) 転倒のおそれのある書架の固定措置(東近江労働基準監督署)、
- v) 物資備蓄(法務局、琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台等 14 施設) など

□消防関係 制度・仕組み

- 収容人員50人以上の防火対象物は、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防設備等の点検・維持管理等防火管理上必要な業務を実施する義務(消防法第8条第1項)
- 消火器点検は6月ごと(消防庁告示)
- 消火器本体の耐用年数は概ね8年を推奨(製造メーカー各社)

□現状・実態(調査対象38施設)

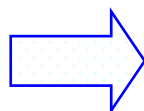
○安全確保に懸念がある主な例(課題あり22施設)

(1)地震対策(課題あり13施設)

- ① 避難誘導要員が指名されていない、又は避難誘導手順を定めていないもの(9施設)
- ② 非常口付近のロッカー等が未固定で避難の支障になるおそれがあるもの(4施設)
- ③ 利用者の避難・誘導先となる広域避難場所・避難場所・避難所及び避難経路の把握等が不十分なもの(6施設)

(2)その他の安全対策(課題あり18施設)

- ④ 収容人員が50人以上の防火対象物となるのに、防火管理者の選任、消防計画の作成等が行われていないもの(3施設)
- ⑤ 1年以上消火器を点検していないもの(5施設)
- ⑥ 耐用年数を大幅に超過した消火器を設置しているもの(12施設)



□所見表示(改善意見)事項の要旨

項目	所見表示(改善意見)の要旨	所見表示の相手方
(1)地震対策	① 避難誘導要員の指名、また、地震発生時の具体的な避難誘導方法のマニュアル化を検討すること、② 避難経路上の大型の書架等は、障害物とならないよう転倒防止措置又は位置の見直しを行うこと、③ 避難場所の確認・把握すること等、地震発生時の施設利用者の安全確保を推進すること	6 機関(滋賀行政評価事務所、大津地方法務局、滋賀労働局、滋賀社会保険事務局、滋賀国道事務所、滋賀運輸支局)
(2)その他の安全対策	① 防火管理者を選任し、消防計画の作成及び同計画の適切な実施を図ること、② 消火器点検を実施すること、③ 耐用年数を大幅に超過した消火器は、順次、更新を図ること等、火災発生時の施設利用者の安全確保を推進すること	4 機関(大津地方法務局、滋賀労働局、滋賀社会保険事務局、滋賀国道事務所)

2. 官庁施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

□制度・仕組み

ハートビル法（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」平成6年法律第44号 ※）

◇ 官公庁等の特定建築物は、建築及び模様替えを行うとき、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる構造及び配置に関する基準（利用円滑化基準）への適合努力を規定（第5条第1項・第2項）

※ 去る12月20日、ハートビル法は廃止され、替わって「**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**」（バリアフリー新法）が施行されました。バリアフリー新法では、既存建築物の適合努力義務が強化されています。

障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）

◇ 障害の有無にかかわらず、国民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報（中略）などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進する。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進する。

バリアフリー化推進要綱（平成16年6月関係閣僚会議決定）

◇ 官公庁施設は、積極的に施設のバリアフリー化を進める必要がある。このため、ハートビル法に基づきバリアフリー化を進める。既存施設については、引き続きバリアフリー化を進める。

□現状・実態（調査対象は民間ビル入居を除く24施設）

○利用円滑化基準に適合していない主な例（課題あり14施設）

- ① 視覚障害者を道路から円滑に施設内まで誘導するブロックがなく視覚障害者利用円滑化経路が未設定（6施設）、経路上の一部に誘導用・注意喚起用ブロックがない（2施設）
- ② 高齢者、身体障害者等が施設を円滑に利用するための経路（利用円滑化経路）が不備（4施設）
- ③ 車いす使用者用駐車施設が未設置（5施設）、設置されているが、幅員や表示が基準を満たしていない（5施設）
- ④ 車いす使用者用トイレが未設置（5施設）

□ユニバーサルデザイン化の状況（調査対象は全38施設）

○積極的にユニバーサルデザイン化に取り組んでいる例（27施設）

- ① ホームページで施設のバリアフリー情報を提供など（5施設）
- ② 誰もが使いやすいトイレにしているもの（13施設）
- ③ 利用しやすい窓口・待合室にしているもの（15施設）

□所見表示（改善意見）事項の要旨

所見表示（改善意見）の要旨	所見表示の相手方
<p>高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な利用に配慮した官庁施設のバリアフリー化を推進する観点から、今後、ハートビル法の利用円滑化基準を踏まえ、可能なものから施設の改修に努めること</p>	<p>9機関（滋賀行政評価事務所、大津地方法務局、滋賀労働局、滋賀社会保険事務局、滋賀農政事務所、滋賀森林管理署、琵琶湖河川事務所、滋賀運輸支局、彦根地方気象台）</p>

3. 受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙防止対策の必要性

- たばこの煙の発がん物質は60種類、たばこ関連がんは16種類。
国際がん研究機構の報告書（2004 刊）では、受動喫煙は、肺に対して発がん性があることが確実とされた。（国立がんセンター）
- 滋賀県の男性の肺がんによる死亡率は、全国平均と比べて2割程度高く、全国で2位（平成16年度）となっており、喫煙対策は滋賀県において重要な課題

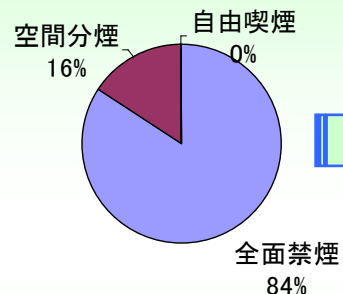
制度・仕組み

- 健康増進法第25条：官公庁施設の管理者は、(施設を)利用するものについて受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 喫煙対策に関する人事院指針：国の庁舎内は、少なくとも空間分煙を確保し、可能な範囲で全面禁煙の方向で改善する。
- 健康しが たばこ対策指針（滋賀県）：官公庁のホール・待合室は全面禁煙。喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙防止の措置を講じるよう努める。

調査結果

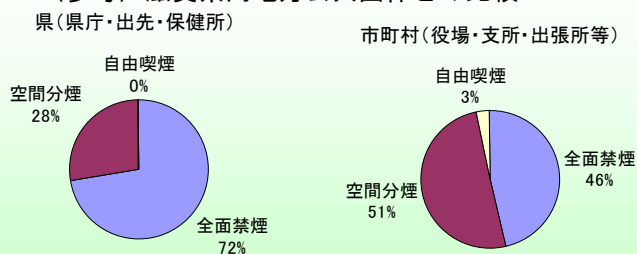
1. 公共の場における禁煙・分煙状況

国の機関(本調査対象)



◇調査対象の38施設のうち、32施設(84.2%)が全面禁煙、6施設(15.8%)が空間分煙で、全ての施設において、何らかの利用者の受動喫煙防止対策が講じられていた。

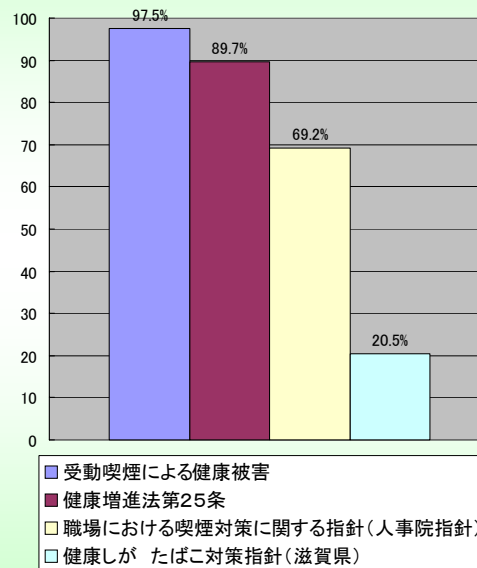
(参考) 滋賀県内地方公共団体との比較



(注) 滋賀県が実施した地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査(平成16年1月1日)の結果に基づき作成

2. 38施設担当者の意識調査(アンケート結果)

受動喫煙に関する法令等を知っている者の割合



◇ 調査対象の38施設の担当者(接遇や健康管理担当)39人は、受動喫煙対策の必要性を十分に認識していた。
また、法律や人事院指針は、相当数が承知していた。
なお、施設の禁煙・分煙状況と担当者等の認識状況との間に特に関連性はみられなかった。

参考資料 <具体事例>

1 安全対策（調査対象16機関38施設のうち6機関22施設に課題あり）

(1) 地震対策（課題あり13施設）

事例1 避難誘導要員の指名、具体的な避難手順等が示されていないもの（4機関9施設）

避難誘導要員の指名が行われていないもの	避難誘導手順が定められていないもの	(参考) 適切に避難誘導手順を定めている例
①滋賀行政評価事務所 ②滋賀労働局御幸庁舎 ③東近江労働基準監督署 ④大津公共職業安定所高島出張所 ⑤彦根公共職業安定所彦根パートバンク ⑥草津公共職業安定所湖南パートバンク	①滋賀行政評価事務所 ②滋賀労働局御幸庁舎 ③東近江労働基準監督署 ④大津公共職業安定所 ⑤同高島出張所 ⑥彦根公共職業安定所彦根パートバンク ⑦草津公共職業安定所湖南パートバンク ⑧滋賀国道事務所 ⑨滋賀運輸支局	(参考) 適切に避難誘導手順を定めている例 <u>大津地方法務局「地震発生時の対応マニュアル」</u> 勤務時間中に地震が発生した場合、先ず、来庁者・職員の安全確保、その後、避難口の確保、火気の始末・ブレーカーの遮断、避難、安否確認、救護活動等詳細に発災時の行動手順を示し、行動手順ごとに「来庁者に対し、机の下に身を伏せ、あるいは柱に身を寄せるよう促す。職員も同様の行動をとる。」等具体的な行動内容を記載。また、管内の出先機関ごとに指定避難場所の名称・所在地、消防機関の連絡先を示している。 (その他琵琶湖河川事務所、アクア琵琶など9機関でも避難誘導手順作成)

事例2 避難経路・非常口付近の転倒防止措置が施されていないもの（2機関4施設）

施設名	事例の内容	現地写真	(参考) 適切に固定している例	現地写真
①滋賀労働局御幸庁舎 ②大津公共職業安定所高島出張所 ③草津公共職業安定所 ④滋賀運輸支局	避難通路出口（非常口）前のロッカー等は、未固定のため、地震時の転倒により避難の障害となるおそれがある。	滋賀運輸支局 	(参考) 適切に固定している例 <u>東近江労働基準監督署</u> 庁舎の出入口横にあるスチール製大型書架は、転倒した場合、出入口を塞ぐこととなるため、転倒防止用L型固定金具で壁面に固定している。	

事例3 広域避難場所、避難場所及び避難所並びに避難経路の把握・避難担当者等への周知が不十分なもの(4機関6施設)

避難場所・避難経路の把握が行われていないもの	
①	滋賀行政評価事務所
②	彦根公共職業安定所彦根パートバンク
③	草津公共職業安定所湖南パートバンク
④	大津社会保険事務所
⑤	草津社会保険事務所
⑥	滋賀運輸支局

(参考) 適切に避難場所・避難経路の把握・周知を行っている例
<p><u>草津税務署</u> 消防訓練時に誘導責任者が避難場所まで移動して、避難場所の位置・避難経路の状況・所要時間を実地に確認している。</p> <p><u>大阪税関京都支署滋賀出張所</u> 防災要領に避難場所・経路を明示している。 (その他法務局、入国管理局、財務事務所、労働局、社会保険事務局、琵琶湖河川事務所、アクア琵琶など23施設でも消防計画・マニュアル等に避難場所等を明記)</p> <p><u>滋賀国道事務所</u> 避難場所・避難経路の入った地図を庁舎内に掲示している。 (その他農政事務所、森林管理署、気象台など4機関でも避難場所等の記載された防災マップを活用)</p>

(2) その他安全対策 (課題あり18施設)

事例4 防火管理者の選任、消防計画作成等が行われていないもの(2機関3施設)

事例の内容	庁舎に勤務する人数が50人を超えており、消防法第8条第1項の防火対象物となるが、防火管理者の選任、消防計画の作成等が行われていないもの
施設名	<p>①滋賀労働局御幸庁舎：81人</p> <p>②大津公共職業安定所：60人</p> <p>③滋賀国道事務所：129人</p>

事例5 消火器の点検を1年以上実施していないもの（1機関5施設）

施設名	事例の内容
①滋賀労働局御幸庁舎	平成6年2月の消火器設置以降、未実施
②東近江労働基準監督署	平成16年の消火器設置以降、未実施
③大津公共職業安定所	平成16年3月以降、未実施
④大津公共職業安定所高島出張所	平成11年6月以降、未実施
⑤草津公共職業安定所	平成16年7月以降、未実施

事例6 耐用年数(概ね8年)を大幅に超過した消火器を設置しているもの（3機関12施設）

機関名	施設名	事例の内容（古い消火器の製造時期）
大津地方法務局	①草津出張所	1983年製（23年経過）、89年製、91年製、93年製
	②高島出張所	1993年製（13年経過）
	③彦根支局	1983年製（23年経過）、85年製
滋賀労働局	④御幸庁舎	1993年製（13年経過）
	⑤梅林庁舎	1988年製（18年経過）
	⑥彦根労働基準監督署	1992年製（14年経過）
	⑦大津公共職業安定所	1989年製（17年経過）、93年製
	⑧大津公共職業安定所高島出張所	1992年製（14年経過）
	⑨彦根公共職業安定所	1985年製（21年経過）
滋賀社会保険事務局	⑩草津公共職業安定所	1992年製（14年経過）
	⑪大津社会保険事務所	1984年製（22年経過）、91年製、92年製
	⑫草津社会保険事務所	1987年製（19年経過）、89年製、91年製

[参考]



①（社）日本消火器工業会ホームページから

使用期限が過ぎた古いものや、期限内でも腐食したり、キズ、変形があるなどの“疲労した”消火器は、その強い圧力に耐えきれず破裂することがあります。訓練に“疲労した”消火器を使ったために、本体が内部の「加圧ガス容器」の圧力に耐えきれずに破裂し、残念ながら人身事故に至ったケースも報告されています。“疲労した”消火器は、たとえ訓練でも決して使わないでください。



②古い消火器使用による最近の死亡事故例 平成13年3月愛知県名古屋市（死者1）、平成13年4月北海道帯広市（死者1）

2 官庁施設のバリアフリー化（民間ビル入居を除く調査対象 14 機関 24 施設のうち 9 機関 14 施設に課題あり）

事例 1 視覚障害者利用円滑化経路が利用円滑化基準に適合していないもの（7 機関 8 施設）

視覚障害者を道路から円滑に施設内まで誘導するブロックがなく視覚障害者利用円滑化経路が未設定のもの	視覚障害者利用円滑化経路のブロックが一部不足しているもの	
<ul style="list-style-type: none"> ①滋賀労働局御幸庁舎 ②滋賀農政事務所 ③滋賀森林管理署 ④琵琶湖河川事務所 ⑤滋賀運輸支局 ⑥彦根地方気象台 	<p>⑦草津社会保険事務所</p> 	<p>⑧琵琶湖河川事務所アクア琵琶</p> 

事例 2 利用円滑化経路が利用円滑化基準に適合していないもの（4 機関 4 施設）

事例の内容	機関・施設名	関連写真
段差があるのにスロープがないもの	<ul style="list-style-type: none"> ①滋賀行政評価事務所（正面） ②彦根地方気象台 	<p>①滋賀行政評価事務所</p> 
スロープはあるが基準に適合していないもの	<ul style="list-style-type: none"> ①滋賀行政評価事務所（玄関横、手すりなし） ③滋賀森林管理署（手すりなし） ④滋賀運輸支局（急勾配） 	<p>④滋賀運輸支局</p> 

（参考）適切に利用円滑化経路（スロープ）を整備している例



事例3 車いす使用者用駐車場が利用円滑化基準に適合していないもの（6機関10施設）

事例の内容	機関・施設名	関連写真
車いす使用者用駐車施設が未設置	①滋賀行政評価事務所 ②滋賀労働局御幸庁舎 ③滋賀農政事務所 ④滋賀森林管理署 ⑤彦根地方气象台	
車いす用駐車場はあるが基準に適合しないもの	⑥大津地方法務局草津出張所（表示が不明瞭） ⑦大津地方法務局高島出張所（幅が不足、表示が不明瞭、積雪時用の立体表示なし） ⑧大津公共職業安定所（幅が不足） ⑨大津公共職業安定所高島出張所（幅が不足、積雪時用の立体表示なし） ⑩草津公共職業安定所（幅が不足）	大津地方法務局高島出張所 

（参考）適切に車いす使用者用駐車場を整備している例



事例4 便所が利用円滑化基準に適合していないもの（5機関5施設）

事例の内容	機関・施設名
車いす使用者用トイレ未設置 （ハートビル法施行前に建築した庁舎のため）	①滋賀行政評価事務所（昭和41年築、建築後40年経過） ②滋賀労働局御幸庁舎（昭和36年築、建築後45年経過） ③滋賀農政事務所（昭和42年築、建築後39年経過） ④滋賀森林管理署（平成4年築、建築後14年経過） ⑤彦根地方气象台（昭和7年築、建築後74年経過）

参考（積極的にユニバーサルデザイン化に取り組んでいる例）（調査対象16機関38施設のうち11機関27施設が取組み）

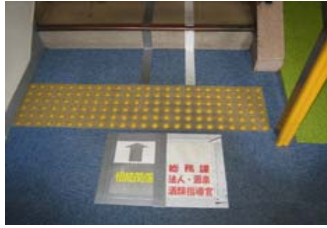









推奨事例1 ホームページで施設のバリアフリー化情報を提供しているものや、ユニバーサルデザイン機能を加えているもの

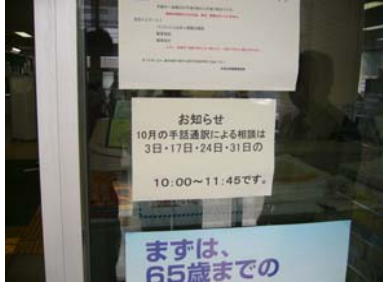

施設名	大津税務署・草津税務署・今津税務署、滋賀運輸支局	大津財務事務所
事例の内容	<p>利用者が安心して施設を利用できるようバリアフリー化の状況をホームページ内にピクトグラム（案内用図記号）を使った一覧表で紹介し、事前に確認できるようにしている。</p>	<p>ホームページ内の「UDボタン」を押すことにより、背景・文字・リンクの色の組み合わせ、文字・画像の拡大サイズ、行間の幅等の選択画面が開くようになっており、高齢者や視覚・色覚障害者等に配慮したユニバーサルデザイン機能を加えている。</p>
関連写真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="436 703 790 1166"> <p>(大津、草津、今津税務署) 各税務署内のバリアフリー施設一覧</p> </div> <div data-bbox="853 703 1238 1077"> <p>(滋賀運輸支局) バリアフリー化情報</p> </div> </div>	

推奨事例2 誰もが使いやすいトイレにしているもの

類型	施設名	事例の内容	関連写真	
便器脇のステッキホルダーの設置	大津税務署 草津税務署 今津税務署	視覚障害者や高齢者等がトイレを利用する際に、手にしている杖を便器の脇に固定できる器具（ステッキホルダー）を設置している。	(草津税務署) 	(今津税務署) 
トイレ内に乳幼児用いすを設置	大津税務署 草津税務署 今津税務署 琵琶湖河川事務所 アクア琵琶	乳幼児連れの利用者が安心して利用できるよう車いす使用者用トイレ内や男女一般トイレ内に乳幼児用いすを設置している。	(草津税務署) 	(草津税務署) 
小児専用小便器を設置	琵琶湖河川事務所 ウォーターステーション 琵琶	車いす使用者用トイレ内に小児専用の小便器を設置している。		
トイレの場所が分かりやすいよう壁等にも突出式ピクトグラム（案内用図記号）を設置	大津法務合同庁舎 彦根地方合同庁舎 草津税務署 今津税務署 草津公共職業安定所 大津社会保険事務所 草津社会保険事務所 琵琶湖河川事務所 同アクア琵琶 同ウォーターステーション 同琵琶	庁舎配置図等やトイレのドア上や近接部に表示されたピクトグラム（案内用図記号）とは別に、廊下や待合室等からもエレベーターやトイレ等の場所が分かりやすいよう、壁等にも突出式のピクトグラムを設置している。	(草津公共職業安定所) 	(草津社会保険事務所) 

推奨事例3 利用しやすい窓口・待合室にしているもの(主なもの)

類型	施設名	事例の内容	関連写真	
全ての利用者への配慮	大津税務署	利用者が目的の窓口まで容易に到達できるよう配慮し、各窓口までの経路上の階段や床面に色別のテープを貼付することにより利用者を誘導している。	 	
乳幼児・子供連れ利用者への配慮	大津地方法務局本局 大津税務署 草津税務署 今津税務署 東近江労働基準監督署 琵琶湖河川事務所アクア琵琶 同ウォーターステーション琵琶	車いす使用者用トイレ内や女子一般トイレ内等のプライバシーに配慮された場所に乳幼児のおむつ替え用ベッドを設置している。	(東近江労働基準監督署)  (ウォーターステーション琵琶) 	
乳幼児・子供連れ利用者への配慮	大阪入国管理局大津出張所 大津社会保険事務所大津年金相談センター	待合室に乳幼児用ベッドを設置している。	(大津年金相談センター)  (彦根パートバンク) 	
	彦根公共職業安定所彦根パートバンク	比較的、子供連れ利用者が多いため子供用玩具を配備している。	 	
高齢者・肢体障害者への配慮	大津地方法務局 大津税務署 草津税務署 今津税務署 大津社会保険事務所 草津社会保険事務所 琵琶湖河川事務所アクア琵琶 滋賀運輸支局	施設を利用する高齢者等に配慮し、貸出用の車いすを準備している。	(大津地方法務局)  (今津税務署) 	

<p>聴覚障害者への配慮</p>	<p>大津公共職業安定所 彦根公共職業安定所 草津公共職業安定所</p>	<p>聴覚障害者のための手話通訳を配置している。 (大津) 毎週火曜 (彦根) 毎週水曜 (草津) 毎週木曜 10:00～11:45</p>	<p>(大津公共職業安定所)</p> 
<p>外国人等への配慮</p>	<p>東近江労働基準監督署 大津公共職業安定所 草津公共職業安定所</p>	<p>外国人労働者や求職者のため、外国語通訳を配置している。</p> <p>◎東近江労働基準監督署 毎週火・木 9:00～17:00 (ポルトガル語)</p> <p>◎大津公共職業安定所 毎週木 13:00～17:00 (ポルトガル語・スペイン語)</p> <p>◎草津公共職業安定所 毎週火 13:00～17:00 (ポルトガル語)</p> <p>また、東近江労働基準監督署では、ポルトガル語でも簡単な電話対応ができるようなメモを作成し各職員に配布している。</p>	<p>(東近江労働基準監督署)</p> 

〔本件照会先〕

総務省 滋賀行政評価事務所

評価監視官室 (赤土・石口)
あかつち せきぐち

電 話： (077) 523-1926

FAX： (077) 525-1149